

「大鰐中山間委託第 13 号」の公募についての公告

青森県農業農村整備関連業務公募型企画競争事務取扱要領に基づき、下記のとおり実施者を公募します。

令和 7 年 10 月 6 日

青森県中南農林水産事務所長

記

1 業務名

大鰐中山間委託第 13 号

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

本業務は、県営大鰐地区中山間地域総合整備事業の計画変更参考資料を作成するものである。

(2) 概要

計画変更参考資料作成 1 式

3 応募資格及び応募要領

別添応募要領参照

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別添応募要領により特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ 6 の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒036-8345 青森県弘前市大字蔵主町 4 (弘前合同庁舎 3 階)

青森県中南農林水産事務所

担当者 農道ほ場整備課 齊藤、斗澤

TEL 0172-33-6055

メールアドレス yuuki_saito@pref.aomori.lg.jp

「大鰐中山間委託第 13 号」応募要領

1 業務名

大鰐中山間委託第 13 号

2 業務の目的

本業務は、県営大鰐地区中山間地域総合整備事業の計画変更参考資料を作成するものである。

3 業務の内容

別添特記仕様書のとおり。

4 履行期限

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 23 日(月)までとする。

5 応募資格

公募に応募できる者は、次の (1) 及び (2) の双方に該当する者とする。

(1) 対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者

(2) 参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和 58 年 2 月青森県規則第 6 号）第 3 条第 2 項各号に掲げる業種について、同規則第 5 条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成 13 年 4 月 1 日施行）に規定する資格を有する者（企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されることが見込まれる者を含む。）、または、令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること。（企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む。）

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領（平成 2 年 6 月 28 日付け青監第 633 号）等に基づく知事の指名停止の措置を参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 県内に本店又は支店を有していること。

オ 配置予定管理技術者は、技術士（農業部門「農業土木」又は「農業農村工学」、博士（農学）、農業土木技術管理士及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）のいずれかの資格を有する者であること。

6 参加表明書に関する事項

(1) 本業務の受託を希望する者は、様式第1号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写しを添えて12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること。（提出期間内に必着のこと。）

(2) 提出期間

令和7年10月7日（火）から令和7年10月17日（金）まで

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く毎日午前9時から午後5時まで

7 企画提案書の作成、提出等

(1) 6の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 過去10年間における同種業務の実績（企画提案書様式2）

前年度からの過去10年間における3に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定管理技術者の能力（企画提案書様式3）

配置予定管理技術者及び配置予定現場技術員の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。

ウ 見積書（積算内訳）（企画提案書様式4）

本業務に係る見積書（積算内訳）を作成する。

(2) 提出方法

様式第2号により、作成した企画提案書を12「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により2部（正1部、副1部）提出すること（提出期限内に必着のこと）。

ただし、提出する企画提案書は、1者につき1点に限る。

(3) 提出期間

令和7年10月7日（火）から令和7年10月21日（火）まで

休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準（別添「評価基準」参照）

(1) 応募資格の有無

(2) 企画提案書の内容の適切性（別添「評価基準及び留意事項」参照）

ア 過去10年間の同種業務の実績（同種業務とは、3に示す内容のものとする。）

イ 配置予定管理技術者の能力

ウ 業務費の妥当性（見積書による）

9 契約候補者の特定等

- (1) 契約候補者の選定にあたっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を8の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。
- (2) 審査結果は、令和7年10月29日(水)までに企画提案書を提出したものに通知(様式第3号)する。
- (3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日(以下「休日等」という。))を除く。)以内に青森県中南農林水産事務所長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面(様式任意)により説明を求められることができる。

ア 受付窓口

〒036-8345 青森県弘前市大字蔵主町4(弘前合同庁舎3階)

青森県中南農林水産事務所

担当者 農道ほ場整備課 齊藤、斗澤

TEL 0172-33-6055

メールアドレス yuuki_saito@pref.aomori.lg.jp

イ 受付時間

休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで

- (4) 青森県中南農林水産事務所長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して3日以内(休日等を除く。)に書面により回答する。

10 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。
ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、青森県中南農林水産事務所長が継承するものとする。
- (9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和7年10月17日(金)までに、書面(様式任意)

により 12 の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

- (1) 本業務に係る契約限度額は、6,930 千円程度(消費税及び地方消費税を含む)を想定している。
- (2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が整い次第、青森県中南農林水産事務所長と企画提案書の見積書の金額で締結する。
ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

12 応募・照会等窓口

〒036-8345 青森県弘前市大字蔵主町 4 (弘前合同庁舎 3 階)

青森県中南農林水産事務所

担当者 農道ほ場整備課 齊藤、斗澤

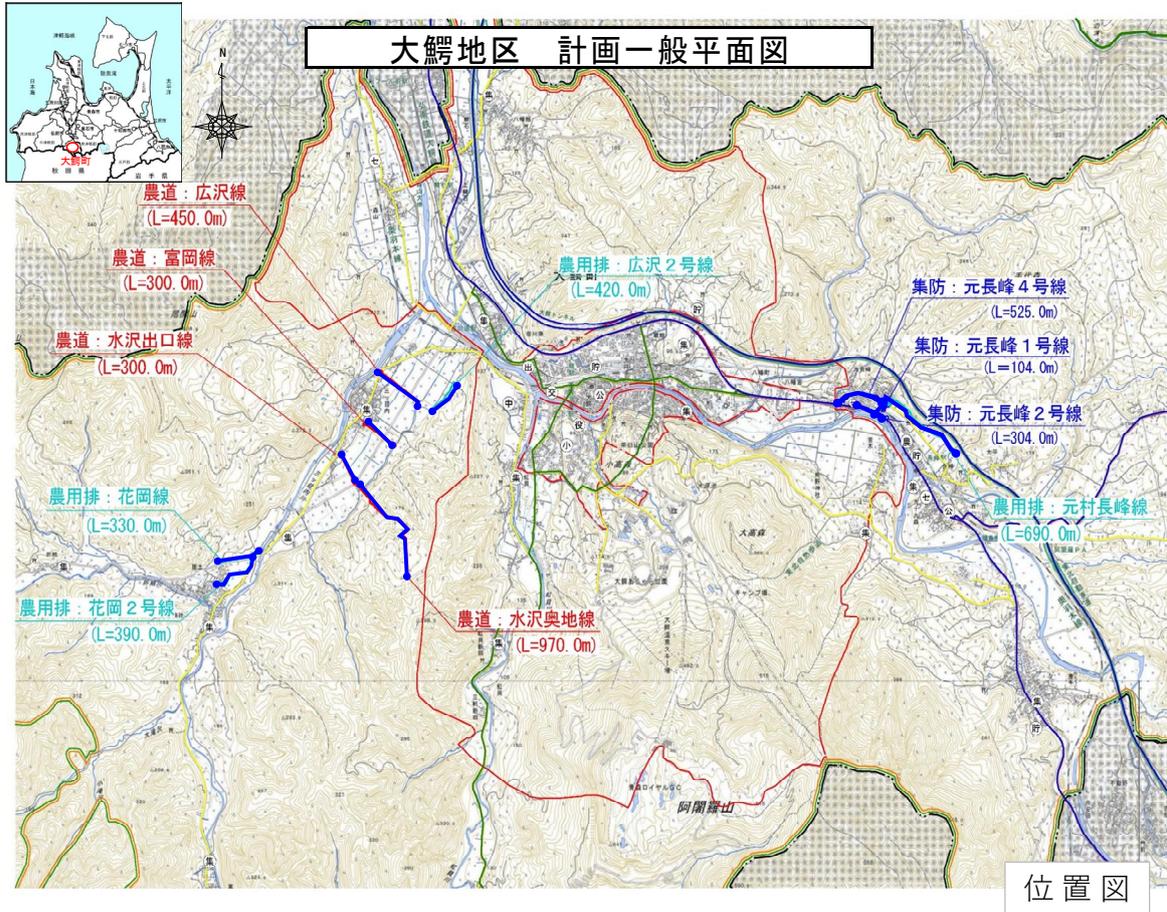
TEL 0172-33-6055

メールアドレス yuuki_saito@pref.aomori.lg.jp

(別添資料)

本業務の概要等

1 本業務場所は次のとおりである。



この地図は、国土地理院発行の5万分の1の地形図を使用したものである。

2 本業務の特記仕様書は次のとおりである。

第1章 総則

(共通仕様書等の適用)

第1条 本業務の施行に当たっては、農村整備設計業務共通仕様書（令和6年4月1日以降適用青森県農林水産部農村整備課）（以下「共通仕様書」という。）によるほか、本特記仕様書に基づき実施しなければならない。

また、共通仕様書と特記仕様書の内容が一致しない場合は、特記仕様書を優先するものとする。

(履行期間)

第2条 本業務の履行期間は契約締結日の翌日から令和8年3月23日とする。

(業務の目的)

第3条 本業務は、県営大鰯地区中山間地域総合整備事業の計画変更参考資料を作成するものである。

(業務場所)

第4条 業務場所は、青森県南津軽郡大鰯町大字三ツ目内地内外で、別添図面に示すとおりである。

(業務概要)

第5条 業務の概要は次表のとおりとする。

項目	内容
計画変更参考資料作成	大鰯地区中山間地域総合整備事業計画の変更 1式 (計画変更資料作成、経済効果算定)

(管理技術者)

第6条 配置予定管理技術者は、技術士（農業部門「農業土木」又は「農業農村工学」）、博士（農学）、農業土木技術管理士及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）のいずれかの資格を有する者とする。

(適用する図書)

第7条 本業務の参考とする図書は、次のとおりである。

名称	編者・著者・発行所	制定（改訂）年月
土地改良事業計画設計基準 基準書・技術書	農業農村工学会	—
新たな土地改良の効果算定マニュアル	農林水産省構造改善局計画部監修	令和7年4月
農業農村整備事業設計積算の手引き	青森県農林水産部 農村整備課	令和6年4月
その他	調査職員が指示した もの	—

第2章 計画変更参考資料作成業務

(作業条件)

第8条 作業における条件は、次のとおりである。

項 目	内 容
計画変更参考資料作成	
変更内容	事業の経緯及び事業計画の変更内容について、農林水産事務所からの資料を受け整理し、関係資料を作成する。
作成資料	変更計画書（国の様式に基づく資料、説明資料及び参考資料）及び土地改良計画概要書、土地改良計画書を作成する。

(作業項目及び数量)

第9条 本業務における作業項目は次のとおりである。

作 業 項 目	数量	作 業 内 容	補正值
1 準備作業	1 式	当初計画の把握	1.0
2 残調資料の整理	1 式	R4～R7 の 4 カ年分について整理	4.0
3 事業計画概要表作成	1 式	概要表 計画一般図	0.5
4 計画変更の要旨	1 式	計画変更地区一覧表 計画変更の要旨	1.0
5 計画変更説明資料作成	1 式	計画変更を説明する資料	1.0
6 事業計画概要書作成	1 式	事業計画概要書	0.5
7 事業計画概要書 基礎資料作成	1 式	計画概要書用基礎資料作成 計画書用基礎資料作成	0.5
8 経済効果算定	1 式	資料の検討 作物生産効果 品質向上効果 営農経費節減効果 (B) 維持管理費節減効果 営農に係る走行経費節減効果 一般交通等経費節減効果 国産農産物安定供給効果 生活環境改善効果 (CVM) 総費用算定 総便益額算定 総費用総便益比算定(考え方, 総括表作成)	0.1
9 点検・とりまとめ	1 式	報告書等作成とりまとめ	1.0

(作業の留意点)

第10条 作業の実施に際し特に留意する点は次のとおりとする。

- (1) 事業計画の把握にあたっては、本地区の計画概要（当初、現在）を把握するとともに、計画変更に関する法令、通達・通知等を念頭において作業を進めること。
- (2) 事業計画変更参考資料の作成は、R8.2月上旬開催予定の計画審査委員会に諮れるように作業すること。

(打合せ)

第11条 共通仕様書第1-11条に基づく打合せについては次のとおりとする。また、初回及び最終回の打合せについては、管理技術者が出席するものとする。

回次	作業段階	備 考
第1回	作業着手前	作業スケジュール、条件確認及び業務計画について打合せ。
第2回	中 間	変更事業計画等の細部について打合せ。
第3回	最 終	成果品の取りまとめについて打合せ。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当者は、業務打合記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、調査職員と相互に確認するものとする。

(貸与資料等)

第12条 貸与資料は次表のとおりとする。

資 料 名	内 容
大鰐地区中山間地域総合整備事業 調査計画委託 報告書	事業計画書（当初）
残事業費改訂調書	R4～R7

(参考資料及び貸与資料の取扱い)

第13条 業務の実施に当たり参考とした図書（以下「参考図書」という。）及び前条の貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

第14条 本業務と関連する他業務は次のとおりであり、調査職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られたものとしなければならない。

業 務 名	業務実施期間
該当なし	

(業務の安全管理)

第 15 条 受注者は業務の実施に当たり、保安、公衆衛生等に関する諸法規を順守するとともに、作業の安全に留意し、災害防止に努めなければならない。

- 2 業務の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じる事故、若しくは第三者に影響を与える事故が発生した時は応急処置を講ずるとともに、遅滞なくその状況を調査職員に報告しなければならない。

(その他)

第 16 条 完成検査の予定については、実施予定の前月 15 日までに予定日を調査職員に報告のこと。

- 2 受注者は、契約書第 15 条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。
- 3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- 4 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても調査職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(成果物)

第 17 条 成果物は共通仕様書に基づき作成した上で、次のものを提出すること。

成果品	規 格			部数	備考
	品質サイズ	縮尺	仕上げ		
報告書	A 4	—	A 4 横	2 部	
電子媒体	CD-R 又は DVD-R	—	—	2 枚	

(成果物の装丁等)

第 18 条 成果物の装丁等は次によるものとする。

- (1) 製本上極力分冊を避け、また分冊を行う場合は内容の配分を配慮して行うものとする。
- (2) 報告書は長期の使用に耐えうる通常の装丁を行うものとする。

(成果物の提出先)

第 19 条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県弘前市大字蔵主町 4
青森県中南農林水産事務所農道ほ場整備課

3 評価基準等は次のとおりである。

(1) 応募資格の判定

応募資格	判定	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1～3のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格（「東北地域」かつ「調査・研究」）		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しないこと		該当する場合は失格
5 青森県建設業者等指名停止要領等に基づく知事の指名停止を受けていないこと		指名停止を受けている場合は失格
6 県内に本店又は支店を有していること		該当しない場合は失格
7 配置予定技術者は、必要な資格を有していること		該当しない場合は失格
判 定		

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点
1 技術力評価 (30点)	企業評価〔10点満点〕	
	(1) 同種業務の実績(国・県発注のもの)	
	①過去10年間で5件以上の実績あり	10点
	②過去10年間で1件以上の実績あり	5点
	③過去10年間で実績なし	0点
	技術者評価〔20点満点〕	
	(2) 配置予定管理技術者の保有資格	
	①技術士(総合技術管理部門、該当技術部門)、 博士(該当部門)	7点
	②RCCM(当該技術部門)、農業土木技術管理士	4点
	(3) 配置予定管理技術者の同種業務経験(国・県発注のもの)	
	①過去5年間で3件以上の経験あり	7点
	②過去5年間で1件以上の経験あり	4点
	③上記以外	0点
	(4) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況	
①各団体の目標(推奨)単位数を満たしている	6点	
②各団体の目標(推奨)単位数の半数以上を満たしている	3点	
③上記以外	0点	
	30点×技術力評価得点/技術力評価満点	点
2 価格評価 (70点)	70点×(1-見積価格/予定価格)	点
合計 (100点)		点

(様式第1号)

番 号
年 月 日

青森県中南農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

参 加 表 明 書

「大鰐中山間委託第13号」の業務企画に関する提案に参加します。

記

添付書類 : 応募資格に関する証明資料

(担当者) 所属／部署 氏名 電話 E-mail

(様式第2号)

番 号
年 月 日

青森県中南農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

企画提案書の提出について

「大鰐中山間委託第13号」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 2部 (正1部、副1部)

(担当者) 所属／部署 氏名 電話 E-mail

(様式第3号)

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 あて

青森県中南農林水産事務所長

企画提案書の審査結果について（通知）

「大鱒中山間委託第 13 号」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定された《には特定されなかった》ことを通知します。

(担当者)

所属／部署

氏名

電話

E-mail

(企画提案書様式2)

過去10年間の同種業務の実績

業務名：大鰐中山間委託第13号

会社名：

業務名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A4用紙1枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取り扱いについて
同種業務とは
 - ① 事業名が同じで計画手法が確立されている業務。
 - ② 事業名は違うが調査手法等が既存の事業と同様と認められる業務。
 - ③ 新規創設事業であっても、調査方法や計画手法並びに計画書作成や効果算定が既存の業務と同様と認められる業務。
 - ④ それ以外の業務は「実績なし」とする。

(企画提案書様式3)

配置予定技術者の能力

業務名：大鰐中山間委託第13号

会社名：

1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏名	役職	保有する技術者資格

2 配置予定管理技術者の過去5年間の同種業務経験

氏名	所属・役職	業務名	業務概要	発注機関	履行期間

3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏名	団体名	目標（推奨）単位	取得単位数

【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・保有技術者資格には、資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・記載に当たっては、「(別紙1) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・団体名には、継続評価制度を実施している団体の名称を記載すること。
 - ・取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
 - ・資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる。

(別紙1)

配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

- 1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3月31日）時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。
- 2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。
- 3 下表は、建設系CPD協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度（CPDS）	20 ユニット／年 40 ユニット／2年 60 ユニット／3年 80 ユニット／4年 100 ユニット／5年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム（SHASE-CPD）	50 ポイント／年 250 ポイント／5年
建設コンサルタント協会	CPD 制度	50 単位／年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位／年
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間／年 150CPD 時間／3年
日本建築士会連合会	建築士会 CPD 制度	12 単位／年
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位／年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位／年